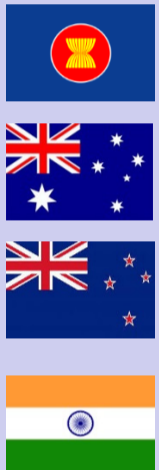


【国際第4委員会の活動のねらい】

法律・判例に記述されない、現地で起きている現象を把握し、
 会員企業への情報発信、課題抽出、対策検討を行う



第1小委員会



2015年度活動テーマ: ASEAN地域の特許制度比較

■活動の狙い: ASEANは知財分野でも域内の取組みを推進しているが、統一特許制度実現の可能性は低い。企業は各国の特許制度の特徴を知る必要がある。





■成果物の特徴

○ASEAN10か国+IN, AU, NZの13か国における特許制度対照表

○分かり易いように日本の特許制度の内容を記載

○NZは、2014年9月施行の改正特許法の内容を記載

○各規定の根拠が分かるよう、特許法/規則の条文番号や参照元資料のページ番号を記載

国	特徴的な事項
タイ 	■JPO-DIP間でPPH試行プログラム有(2014年始~2015年末の2年間、延長の可能性有)。PPHについては12月以内に登録されるケースが多いとの報告。DIPでもPPH及びASPECについては期限管理しているとのコメント。 ■特許付与前異議申立制度(特許法31条)の利用は年平均15件程と少ない。 ■特許法12条によるDIP長官への職務発明対価請求事例の報告。
ミャンマー 	■現状は、特許法・商標等は無く、知財の保護は登録法(新規性等の要件無、存続期間の終期無)による保護に留まる。 ■知財法は2015年11月時点で未制定。最新の知財法案では登録法から特許等への権利の自動移行の規定は盛り込まれていない(再登録が必要)。
インドネシア 	■ 権利取得に関する運用実態 インドネシア国内で生まれた出願に対し、full examination実施(全体の10-20%)。情報提供の運用実態あり。信憑性が高い情報は審査に採用される可能性あり。 ■ 模倣品取締り DGIPR捜査局・国家警察ともに、特許権・意匠権に基づく模倣品取締り実績あり。DGIPR捜査局は、商品解析も実施可能。また、実際の捜査は国家警察と連携して推進。
カンボジア 	■ 権利取得に関する運用実態 商標弁理士:試験による登用制度、特許弁理士:試験なし。申請による認可制度。PCT加盟準備中。医薬品保護に関する特許法改正は、延期(5年間は先送り)。2015年 マドプロ加盟済み(実績390件:2015年10月26日時点)。 ■ 模倣品取締り 税関登録による取締り可能(オンライン税関登録も可能)。